

# 「不妊に悩む方への特定治療支援事業」改正表：高知県

## 新制度内容

- 「平成26年度以降に初めて申請をされる方」…… 下表①参照
- 「平成25年度までに助成を受けたことのある方」…… 下表②参照



	① 平成26年度以降に初めて申請をされる方	② 平成25年度までに助成を受けたことのある方		
	平成26年度以降	平成26年度	平成27年度	平成28年度以降
		現行制度どおり		
年 齢	制限なし	制限なし		制限なし
年間回数	制限なし	2回	2回	制限なし
通算回数	6回	通算10回		27年度末まで通算6回未満の場合、6回まで助成
通算期間	制限なし	通算5年		制限なし
助成金 限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●治療区分 C・F以外：200,000 円（※初回治療のみ300,000円 対象：平成28年1月20日以降に治療が終了した方）</li> <li>●治療区分 C・F：125,000 円</li> </ul>			
対象者の 条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて見込みが少ないと医師に診断された方</li> <li>②法律上の婚姻をしている夫婦であること。</li> <li>③夫婦いずれか一方が高知県内に住民票があること。</li> <li>④所得制限：夫婦合算所得 730万円未満であること。</li> </ul>			
【参考】 治療区分	A：採卵後に新鮮胚移植 B：凍結胚移植 C：採卵を伴わない凍結胚移植 D：体調不良により治療終了 E：採卵後に受精できず中止 F：採卵後に治療中止			

**【助成回数計算例】**

- 平成27年度末で通算助成年数が4年で通算助成回数が5回の場合、平成28年度以降に利用できる助成回数は、  
6回－5回＝1回
- 平成27年度末で通算助成年数が4年で通算回数が6回の場合、平成27年度末で助成終了

- 平成27年度末で通算期間が5年の方は、回数に関わりなく平成27年度末で助成終了

申請先	◆住民票が高知市以外にある方	○県福祉保健所 ・安芸福祉保健所(TEL:0887-34-3177)・中央東福祉保健所(TEL:0887-53-3172)・中央西福祉保健所(TEL:0889-22-1247) ・須崎福祉保健所(TEL:0889-42-1875)・幡多福祉保健所(TEL:0880-34-5120)
	◆住民票が高知市にある方	高知市母子保健課(TEL:088-855-7795)